

帯広市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第24号

帯広市手数料条例の一部を改正する条例

帯広市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3の32の項事項の欄中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表32の2の項事項の欄中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表39の5の項事項の欄中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表39の6の項事項の欄中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表47の項を次のように改める。

47 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請	(1) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。イにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 右に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	ア イに掲げる場合	42,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、8,700円）	
		イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合	23,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、8,700円）	
	(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅を	ア 右に掲げる当該申請の対象	(ア) 住宅の戸数が2戸以上5戸以	82,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,000円）

<p>いう。以下この表において同じ。)の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下(2)及び(3)において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合((3)の場合を除く。)当該申請の対象である1棟の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額)</p>	である	内のもの	
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	(イ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの	115,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円)
		(ウ) 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの	161,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)
		(エ) 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの	230,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、56,000円)
		(オ) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの	327,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円)
		(カ) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの	441,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、149,000円)
	(キ) 住宅の戸数が201	578,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、189,000円)	

	戸以上300戸以内のもの	
	(ク) 住宅の戸数が301戸以上のもの	682,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、205,000円)
イ 右に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	127,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、13,000円)
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	205,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、29,000円)
	(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル	308,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、78,000円)

		ル以内のもの	
		(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	389,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、121,000円)
3) 基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請の対象である1棟の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額)	ア 右に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	(ア) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの	41,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,000円)
		(イ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの	59,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,000円)
		(ウ) 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの	84,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、35,000円)
		(エ) 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの	123,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、56,000円)
		(オ)	183,000円(評価機関審査を受け

		住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの	た場合にあつては、96,000円)
		(カ) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの	260,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、149,000円)
		(キ) 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの	334,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、189,000円)
		(ク) 住宅の戸数が301戸以上のもの	384,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、205,000円)
イ 右に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	56,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、13,000円)	
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル	95,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、29,000円)	

	分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	ルを超え2,000平方メートル以内のもの	
		(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	163,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、78,000円)
		(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	221,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、121,000円)
(4) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 右に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	アイに掲げる場合以外の場合 右に掲げる当該申請の対象である1棟の建築	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	279,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下この表において「判定機関審査」という。)を受けた場合にあつては、13,000円)
		(イ) 床面積の	345,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000円)

		物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、	合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
		それぞれ右に定める金額	(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	439,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、29,000円)
			(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	615,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、78,000円)
			(オ) 床面積の合計が5,000平方メー	746,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、121,000円)

		トルを 超え1 万平方 メートル 以内 のもの
	(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	876,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、152,000円)
	(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	995,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、189,000円)
当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	108,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、13,000円)
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	134,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000円)

		<p>の性能をモデル建築物法（建築物の用途ごとに建築物の形状、室の用途</p>	<p>合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>
		<p>の構成等を仮定したモデルとなる建築物に対して、当該申請の対象である建築物に導</p>	<p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>171,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、29,000円）</p>
		<p>入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建築物について</p>	<p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>263,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、78,000円）</p>
		<p>てエネルギーの使用の効率性その</p>	<p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メー</p> <p>334,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、121,000円）</p>

	他の性能を計算する方法をいう。49の項の	性を計算する方法をいう。49の項の	トルを 超え1 万平方 メートル 以内の もの
	(5)イにおいて同じ。)で計算して認定を申請する場合右に掲げる当該申請に係る	(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを 超え2 万5,000 平方メ ートル 以内の もの	396,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、152,000円)
	1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを 超えるも の	461,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、189,000円)

別表第3の49の項を次のように改める。

49 都市の低炭素化の促進に関する	(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合	1棟につき1,000円
-------------------	-------------------------------	-------------

る法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請	(2) 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。イにおいて同じ。)の住宅部分の変更認定を申請する場合 右区分に応じ、それぞれ右に定める金額	ア イに掲げる場合 以外の場合	26,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、8,700円)
		イ 基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合	16,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、8,700円)
	(3) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下(3)及び(4)において同じ。)の住宅部分の変更認定を申請する場合(4の場合を除く。)当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住戸部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める	ア 右に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	(ア) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 48,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,000円)
		(イ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの	68,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,000円)
		(ウ) 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの	98,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、35,000円)
		(エ) 住宅の戸数が26	142,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、56,000円)

	金額)	戸以上5 0戸以内 のもの	
		(オ) 住 宅の戸 数が51 戸以上1 00戸以 内のも の	212,000円(評価機関審査を受け た場合にあつては、96,000円)
		(カ) 住 宅の戸 数が101 戸以上2 00戸以 内のも の	295,000円(評価機関審査を受け た場合にあつては、149,000円)
		(キ) 住 宅の戸 数が201 戸以上3 00戸以 内のも の	384,000円(評価機関審査を受け た場合にあつては、189,000円)
		(ク) 住 宅の戸 数が301 戸以上 のもの	444,000円(評価機関審査を受け た場合にあつては、205,000円)
イ 右に掲 げる当 該申請 の対象 である 共同住 宅等の		(ア) 床 面積の 合計が3 00平方 メートル 以内 のもの	70,000円(評価機関審査を受け た場合にあつては、13,000円)

		住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	117,000円 (評価機関審査を受けた場合には、29,000円) 193,000円 (評価機関審査を受けた場合には、78,000円) 255,000円 (評価機関審査を受けた場合には、121,000円)
(4) 基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物	ア 右に掲げる当該申請の対象である共同住	(ア) 住戸の数が2戸以上5戸以内のも		28,000円 (評価機関審査を受けた場合には、14,000円)

又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額）	住宅等又は複合建築物の住宅部分の住宅の戸数のもの	(イ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの	40,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円）
	区分に応じ、それぞれ右に定める金額	(ウ) 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの	60,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円）
		(エ) 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの	89,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、56,000円）
		(オ) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの	140,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、96,000円）
		(カ) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの	205,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、149,000円）
		(キ) 住宅の戸数が201	263,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、189,000円）

	戸以上300戸以内のもの	
	(ク) 住宅の戸数が301戸以上のもの	295,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、205,000円)
イ 右に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	34,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、13,000円)
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	62,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、29,000円)
	(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル	121,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、78,000円)

		ル以内のもの	
		(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	171,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、121,000円)
(5) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 右に掲げる場合の区分に応じ、それに定める金額	ア イに掲げる場合以外の場合 右に掲げる当該申請の対象である1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	147,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、13,000円)
		(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	183,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000円)
		(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方	235,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、29,000円)

			メー トル 以内 のもの
		(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	346,000円 (判定機関審査を受けた場合には、78,000円)
		(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	434,000円 (判定機関審査を受けた場合には、121,000円)
		(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	513,000円 (判定機関審査を受けた場合には、152,000円)

		もの	
		(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	592,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、189,000円)
当該申請に係る建築物のエネルギー使用の効率性その他性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合に右に掲げる当該申請の対象である1棟の建築物又は複合建		(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	61,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、13,000円)
		(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	77,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、19,000円)
		(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方	100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、29,000円)

建築物の 非住宅 部分の 床面積 の合計 の区分 に応じ、 それぞ れ右に 定める 金額	メートル 以内 のもの	
	(エ) 床 面積の 合計が 2,000平 方メー トルを 超え5,0 00平方 メートル 以内 のもの	169,000円 (判定機関審査を受け た場合にあつては、78,000円)
	(オ) 床 面積の 合計が 5,000平 方メー トルを 超え1 万平方 メートル 以内 のもの	225,000円 (判定機関審査を受け た場合にあつては、121,000円)
	(カ) 床 面積の 合計が 1万平 方メー トルを 超え2 万5,000 平方メ ートル 以内の	271,000円 (判定機関審査を受け た場合にあつては、152,000円)

		もの	
		(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	321,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、189,000円)

別表第3の49の2の項金額の欄中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。)」を「基準省令」に改め、同表50の項及び51の項を次のように改める。

<p>50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請</p>		<p>(1) 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。ア及びイにおいて同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 37,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 41,000円(評価機関審査を受けた場合に</p>
--	--	---

あつては、5,000円)

イ 基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの
19,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
20,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)

(2) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下(2)及び(3)において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合((3)の場合を除く。) 当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住戸部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、

アに定める金額)

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住戸部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 74,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、10,000円)

(イ) 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 124,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,000円)

(ウ) 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 211,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、49,000円)

(エ) 住宅の戸数が46戸以上のもの 304,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、89,000円)

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 74,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1

0,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 124,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 211,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、49,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 304,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、89,000円)

(3) 基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請の対象である1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額 (住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額)

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 36,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、10,000円）

(イ) 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 62,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円）

(ウ) 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 112,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、49,000円）

(エ) 住宅の戸数が46戸以上のもの 170,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、89,000円）

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 36,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、10,000円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 62,000円（評価機関審査を受けた場合に

あつては、22,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 112,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、49,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 170,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、89,000円)

(4) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 基準省令第10条第1項第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合
次に掲げる当該申請の対象である1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 244,000円 (判定機関審査を受けた場合に

あつては、10,000円)

(イ) 床面積の合計が30
0平方メートルを超え1,
000平方メートル以内の
もの 306,000円 (判定
機関審査を受けた場合
にあつては、18,000円)

(ウ) 床面積の合計が1,
000平方メートルを超え
2,000平方メートル以内
のもの 395,000円 (判
定機関審査を受けた場
合にあつては、29,000
円)

(エ) 床面積の合計が2,
000平方メートルを超え
5,000平方メートル以内
のもの 563,000円 (判
定機関審査を受けた場
合にあつては、86,000
円)

(オ) 床面積の合計が5,
000平方メートルを超え
1万平方メートル以内
のもの 694,000円 (判
定機関審査を受けた場
合にあつては、137,000
円)

(カ) 床面積の合計が1
万平方メートルを超え
2万5,000平方メートル
以内のもの 820,000円
(判定機関審査を受け
た場合にあつては、172,
000円)

(キ) 床面積の合計が2

万5,000平方メートルを
超えるもの 935,000円
(判定機関審査を受け
た場合にあつては、215,
000円)

イ 基準省令第10条第1項
第1号イ(2)及びロ(2)に適
合している住宅以外の用
途に供する建築物又は複
合建築物の非住宅部分に
係る認定を申請する場合
次に掲げる当該申請の
対象である1棟の建築物
又は複合建築物の非住宅
部分の床面積の合計の区
分に応じ、それぞれ次に定
める金額

(ア) 床面積の合計が30
0平方メートル以内のも
の 94,000円(判定機関
審査を受けた場合にあ
つては、10,000円)

(イ) 床面積の合計が30
0平方メートルを超え1,
000平方メートル以内の
もの 119,000円(判定
機関審査を受けた場合
にあつては、18,000円)

(ウ) 床面積の合計が1,
000平方メートルを超え
2,000平方メートル以内
のもの 157,000円(判
定機関審査を受けた場
合にあつては、29,000
円)

(エ) 床面積の合計が2,

		<p>000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 253,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、86,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 331,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、137,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 398,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、172,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 466,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、215,000円）</p>
<p>51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請</p>		<p>(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき1,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。ア及びイにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

ア イに掲げる場合以外の場合
次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの
21,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
23,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,000円）

イ 基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合
次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの
12,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
13,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、

6,000円)

(3) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下(3)及び(4)において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（(4)の場合を除く。）当該申請の対象である1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住戸部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住宅以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 42,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円）

(イ) 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 73,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、23,000円）

(ウ) 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 130,000円（評価機関審査を受けた場合にあって

は、51,000円)

(エ) 住宅の戸数が46戸
以上のもの 196,000円
(評価機関審査を受け
た場合にあつては、93,0
00円)

イ 次に掲げる当該申請の対
象である共同住宅等の住戸
以外又は複合建築物の住宅
部分の住戸以外の床面積の
合計の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300
平方メートル以内のもの
42,000円(評価機関審査
を受けた場合にあつては、
11,000円)

(イ) 床面積の合計が300
平方メートルを超え2,000
平方メートル以内のもの
73,000円(評価機関審査
を受けた場合にあつては、
23,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,00
0平方メートルを超え5,00
0平方メートル以内のもの
130,000円(評価機関審
査を受けた場合にあつて
は、51,000円)

(エ) 床面積の合計が5,00
0平方メートルを超えるも
の 196,000円(評価機関
審査を受けた場合にあつ
ては、93,000円)

(4) 基準省令第10条第1項第
2号イ(2)及びロ(2)に適合し

ている共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請の対象である1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住宅以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 23,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、11,000円)

(イ) 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 42,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)

(ウ) 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 80,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、51,000円)

(エ) 住宅の戸数が46戸以上のもの 129,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、93,000

円)

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 23,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 42,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 80,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、51,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 129,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、93,000円)

(5) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 基準省令第10条第1項第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 127,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、11,000円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 162,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000円）

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 212,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,000円）

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 325,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、90,000円）

円)

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 415,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、143,000円)

(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 496,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、180,000円)

(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 575,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、225,000円)

イ 基準省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 52,000円 (判定機関

審査を受けた場合にあっては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 69,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、19,000円)

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 93,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、30,000円)

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 170,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、90,000円)

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 234,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、143,000円)

(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 285,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、180,000円)

(キ) 床面積の合計が2

		<p>万5,000平方メートルを超えるもの 341,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、225,000円)</p> <p>(6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつて、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を同条第3項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)として記載して変更認定を申請する場合 前項(備考第7項第3号及び第4号を除く。)の規定の例により算定した金額</p>
--	--	--

別表第3備考第5項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合 47の項の区分の欄(1)に規定する金額に(4)に規定する金額を合計した金額とする。
- (2) 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の認定を申請する場合 47の項の区分の欄(2)又は(3)に規定する金額に(4)に規定する金額を合計した金額とする。

別表第3備考第5項第3号及び第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を削る。

別表第3備考第6項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の変更認定を申請する場合 49の項の区分の欄(2)に規定する金額に(5)に規定する金額を合計した金額とする。
- (2) 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の変更認定を申請する場合 49の項の区分の欄(3)又は(4)に規定する金額に(5)に規定する金額を合計した金額とする。

別表第3備考第6項第3号及び第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を削る。

別表第3備考第7項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合 50の項の区分の欄(1)に規定する金額に(4)に規定する金額を合計した金額とする。

(2) 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合 50の項の区分の欄(2)又は(3)に規定する金額に(4)に規定する金額を合計した金額とする。

別表第3備考第7項第3号及び第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号を削る。

別表第3備考第8項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合 51の項の区分の欄(2)に規定する金額に(5)に規定する金額を合計した金額とする。

(2) 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合 51の項の区分の欄(3)又は(4)に規定する金額と(5)に規定する金額を合計した金額とする。

別表第3備考第8項第3号及び第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。